

Supporter News

消費者被害防止サポーターの活動紹介

6月12日(水) ふじみ野市 消費者問題出前講座

ふじみ野市職員を講師に招き、高齢者の消費者被害の特徴を学びました。今回の講座はサポーターの呼びかけで行いました。今後も講座を開催し消費者被害の未然防止に役立てていきます。



6月13日(木) 東松山188の会 歌の作成と練習



サポーター同士で結成した「東松山188の会」は、「だまされないの歌！」を啓発用に作成しました。今後、自治会や敬老会などで披露するため練習しています。歌は振込めサギや点検商法に注意する内容になっています。

6月21日(金) 上尾市 地域包括支援センターサロンにて紙芝居

悪質商法の手口の紹介や、だまされないためポイントを伝える内容の紙芝居「わたしはだまされない？」を行いました。今年度は地域に広める活動も進め、複数の地域へ出前講座を行っています。



6月23日(日) 熊谷市 八木橋デパートの前にて呼びかけ



八木橋デパートの前でサポーター15名と、市職員で訪問販売お断りシールなどの啓発品の配布と、悪質な消費者被害の注意を呼びかけました。この啓発の呼びかけは、年に1、2回デパートや駅前の街頭で行っています。

7月18日(木) 行田市 シニアクラブ連合会の大会にて寸劇

260人が参加したシニアクラブ連合会の大会にて、点検商法の手口をテーマにした寸劇を披露しました。点検商法の被害を未然に防ぐため、事業者の言葉巧みな手口を紹介しました。寸劇の活動は始まったばかりです。今後も定期的な活動になるよう進めています。



7月20日(土) さいたま市 サロンにて呼びかけ



サポーターの地域のサロンで警察にも参加いただき、自宅に電話がかかってきた時に個人情報(住所や家族構成、個人資産など)を教えないよう、注意を呼びかけました。この活動は不定期ですが継続して行っています。

様々な地域での消費者被害防止サポーターの活動の様子を紹介いたしました。

※なくす会では、サポーターの活動取材しております。

サポーターニュースに掲載したいことなどございましたら、なくす会まで是非、ご連絡ください。写真の提供でも構いません。



第1回 フォローアップ研修

今年度も6月から7月にかけて、県内7会場(熊谷市・春日部市・さいたま市・越谷市・川越市・飯能市・東松山市)でフォローアップ研修を実施しました(参加人数170名、市町村職員9名)。

参加いただいた市町村名	川口市、行田市、熊谷市、さいたま市、坂戸市、志木市、草加市、ふじみ野市 和光市
-------------	--

【講義】キャッシュレス社会の広がりや電子マネー決済の注意点を学ぶ

弁護士を講師に招き、キャッシュレス社会の広がる背景や決済手段のしくみ、メリット・デメリットについて学びました。

スマホ決済のメリット↑

- ・現金がなくても買い物ができ、小銭いらす。
- ・決済履歴で確認できるのでレシートいらす。
- ・決済アプリによってはポイントが付く為、現金よりお得、ポイントもスマートフォンに集約できるのでポイントカードの管理不要。

スマホ決済のデメリット↓

- ・一度アプリで決済すると、その後のパスワードの入力が不要の為、紛失・盗難で第三者に悪用されやすい。
- ・お金を払っている感覚が薄く浪費してしまう。
- ・通信障害、充電切れによる使用不能。



講義の様子

キャッシュレスの決済手段は多様化していますが、金銭が動くことには変わりません。今後、キャッシュレス社会が進むことは免れないが、社会の動きに慌てず、恐がらず、知らないことは聞いて、様々な決済手段を理解することが重要であることを学びました。

【グループワーク】

講義の内容を踏まえて、「伝えたい人」と「伝えたいポイント」について意見交換をしました。

伝えたい人	家族、友人、近所の高齢者、サロン・サークル仲間、民生委員仲間等
伝えたいポイント	キャッシュレスについて ・まず知る努力。 ・分からない事は聞く。 キャッシュレスを活用する際は、 ・自己管理をしっかりとすることを忘れない。 ・自分の生活に合った決済方法を選択すること。



グループワークの様子

- 【感想】・自分も高齢なので学べて良かった。メリットも分かる、試してみるのも良い、ただし、本当に必要なものだけ使えば良い。
- ・スマホ決済などの電子マネーの取扱いについて、好む、好まないに関わらず、仕組みや危険性を認識する必要がある。

第1回 交流会

今年度も6月から7月にかけて、県内7会場(熊谷市・春日部市・さいたま市・越谷市・川越市・飯能市・東松山市)で交流会を実施しました(参加人数153名、市町村職員11名)。

参加いただいた市町村名	加須市、川口市、川越市、熊谷市、さいたま市、坂戸市、志木市、草加市、飯能市、東松山市、宮代町
-------------	--

【交流会の内容】

同じ地域ごとにグループをつくり、「サポーターが市町村に対してどのように連携ができるか」、「連携に向けてどう進めるか」をテーマに、参加者は、なくす会が市町村から事前に聞き取った啓発活動を基に、交流を行いました。

市町村の職員が属したグループでは、さらに具体的な情報交換となり、市町村とサポーターが連携するきっかけの場となりました。

【交流会を通じて広がった事例】

- ◎川 口 市:第1回川口市消費者被害防止サポーターと市との交流会の実施。
- ◎川 越 市:サポーターと次年度の活動の打ち合わせを実施。
- ◎加 須 市:サポーターが啓発講座にミニ寸劇で参加予定。
- ◎春日部市:サポーターが新たに寸劇をメインにした活動を計画。



交流会の様子

第1回 全体研修

8月1日(木)With You さいたまにて、第1回全体研修を実施しました。参加人数は61名、市町村職員2名(上尾市、戸田市)に参加いただきました。

【講演】そもそも契約とは？～トラブルを防ぐには最初が肝心～

講師 松苗 弘幸 弁護士

○講義は事例を交えて受講者参加のクイズ形式で行われました。

契約は基本ルールとして守られなければならないものです。契約は口約束でも成立するので、何を契約したかを残すためには、書面が重要です。

○消費者契約法の不当条項についても学びました。

「当社は、いかなる場合も一切責任を負いません」

このような文言は不当条項にあたるので契約書に書いてあるからといって事業者が責任を逃れるのは、許されません。

○消費者契約法について、平成30年に改正された事例も紹介されました。



クイズ事例

Q: 契約前に業者が竿竹の長さを切っしまい、「切ってしまったから代金を支払え」と請求された。



A: 取り消すことができます。契約の前に切ってしまったからです。

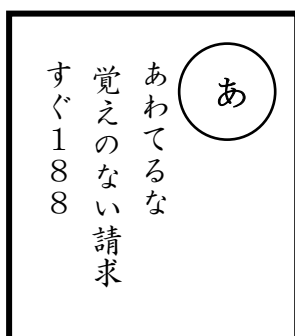
第1回 全体交流会

8月1日(木)With You さいたまにて、第1回全体交流会を実施しました(参加人数51名、市町村職員1名(戸田市))。

【交流会の内容】

参加したサポーターを11グループに分け、消費者被害と消費者被害を防ぐためのポイントを伝えるカルタの作成を行いました。サポーターの活動や自分自身が経験した架空請求の対応を基にカルタを作成し、経験談や未然に防ぐポイントを交えてグループごとに発表しました。

今回の交流会を通じて、24枚の啓発カルタが作成できました。カルタの文言は、同封の別紙をご覧ください。
※第2回全体研修と交流会は、来年2月に開催予定です。



発表されたカルタ



発表の様子

お知らせ

◎消費者被害防止サポーター養成講座の紹介

12月5日(木)蓮田市役所会議室(9時30分~12時)で開催します。

お近くの方などで、サポーターにご興味がある方がいらっしゃいましたら、ご紹介願います。

※今後の日程、会場などは「なくす会」のホームページに掲載していきます。

◎第2回消費者被害防止サポーターフォローアップ研修・交流会

ご案内、参加申込書を同封しております。初めての方も是非、ご参加ください。

発行者: 適格消費者団体 / 特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本誠司

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

Tel/ Fax 048-829-7444

E-mail: nakusukai.10@saitama-k.com

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

埼玉県より「消費者被害防止サポーター活動推進事業」を埼玉消費者被害をなくす会が受託して取り組んでいます。